

第22期 第28回 農業委員会総会議事録

藤里町農業委員会

1. 召集及び開催月日

召集月日 平成28年9月27日

開催月日 平成28年10月5日

開催場所 藤里町役場議場

開催時刻 午前9時00分

終了時刻 午前10時10分

3. 召集者及び議長

召集者 会長 小森鉄雄

議長 会長 小森鉄雄

4. 出席委員の番号及び氏名

番号	職名	氏名	出欠別	番号	職名	氏名	出欠別
1	会長	小森鉄雄	出席	8	委員	佐々木靖夫	出席
2	委員	安保広政	出席	9	委員	田中文雄	出席
3	委員	成田初	出席	10	委員	市川一	出席
4	委員	永塚誠司	出席	11	委員	桂田善昭	出席
5	委員	山田一達孝	出席	12			
6	委員	石岡千代志	出席	13	委員	細田治男	出席
7	委員	細田茂廣	出席	14	委員	藤原信一	出席

5. 欠席委員の番号及び氏名

なし

6. 議事日程

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名者の指名について

日程第3 議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について

7. 議事録署名委員

藤里町農業委員会会議規則第13条2項の規定による議事録署名委員は次のとおり

10番 市川一

11番 桂田善昭

8. 事務局出席者

事務局長 小山隆久

事務局庶務係長 田代文久

開会 午前9時00分

事務局 定刻となりましたので始めたいと思います。

ただいまから第22期第28回藤里町農業委員会総会を開会します。

それでは、次第に従って進めてまいります。

はじめに、会長からあいさつをお願いします。

会長 今年の秋田県米の作況指数は、103で報道されています。

稲刈り時期で忙しい中、天気予報では明日以降天候が崩れるとのことですが、事故のないよう作業してください。

今月末に農業委員の大会があります。例年であれば、農業委員大会の翌日研修を行なっておりますが、今回は、11月2日が土地改良区の大会と重なっているため大会の前日に研修日程とさせていただきます。

研修先は、農業委員会の新制度へ移行された山形県中山町農業委員会と交流を深めたいと計画しておりますので皆さん参加していただくようお願いします。

本日は、ご審議のほどよろしくをお願いします。

それでは、事務局から報告願います。

事務局 報告事項9月行事報告・10月行事予定について説明。

議長 ただいまの報告で、ご意見・ご質問はございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、議事に入ります。

日程第1「会期の決定について」会期は10月5日本日1日限りとします。

日程第2「会議録署名者の指名について」慣例により当職から指名してもご異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、10番市川一委員と11番桂田善昭委員をお願いします。

日程第3「議案第56号農地法第3条の規定による許可申請について」

事務局から説明願います。

事務局 5ページをご覧ください。

議案第56号 農地法3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり、農地法第3条第1項の規定による所有権移転による許可申請があったので、地法第3条第1項の規定の規定に基づき意見を求める。平成28年10月5日藤里町農業委員会。

申請農地粕毛 [] 地目田 対価10a当たり70,000円、許可種類所有権移転 譲渡人住所粕毛 []、氏名 []、譲受人住所粕毛 []、氏名 []、申請理由売買、耕作面積1,041㎡。

6ページをご覧ください。

農地法第3条の規定による許可申請が平成28年9月20日、藤里町農業委員会会長宛に譲渡人の []さんと譲受人の []さんから提出されています。

譲渡人の理由は、経営縮小のためとしております。

譲受人の理由は、経営規模拡大で大豆とそば栽培を行なっております。

現状農地は、自己管理している水田で、当面はそば栽培を行ない、自宅に近いこともあり、将来は一部の農地に農業機械の施設を計画しているようです。

議長 只今の許可申請について意見ございませんか。

(異議なしの声)

議案第 56 号については、許可相当とします。

議案につきましては、これで終わります。

続いて協議事項について事務局から説明願います。

事務局 協議事項の 14 ページをご覧ください。

藤里町農業委員会では平成 28 年 9 月 5 日、藤里町議場で藤里町農業委員会法改正検討委員会を設置しました。

検討会は、これまでに 2 回開催され農業委員と推進委員の定数と推進委員の報酬について協議しました。

農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数と報酬額(案)については、農業委員の定数は、農業委員の区域内農業者数と農地面積その他の事情を考慮し、政令で定める基準と農業委員会の会議を機動的に開催できるよう現行の半分程度として定数 8 人とした。

農地利用最適化推進委員の定数は、法第 18 条第 2 項の政令で定める基準として、区域内の面積のヘクタール数を 100 で除して得た数値で、町内を 6 区とし、大沢 2 人、矢坂 1 人、粕毛 1 人、米田 2 人、藤琴 1 人、中通北部 1 人の 8 人とした。

農地利用最適化推進委員の報酬は、農業委員現行の半分程度として、12,000 円が望ましいとした。

農地利用最適化に向けた積極的な活動を推進するため、交付金の活用等をふまえ本給とは別に活動実績に応じ報酬を上乗せして支払う適切な条例を定めることが出来ます。検討委員会で協議した内容について資料のとおり説明。

藤里町農業委員会法改正検討委員会で農業委員及び農地最適化推進委員の定数と報酬額の案について意見ございませんか。

ないようですので案を取って藤里町に対して定数及び報酬について要望していきたいと思います。

事務局 第 60 回秋田県農業委員大会提出議案(案)に対する意見について別紙資料のとおり説明。

議長 只今の協議事項について意見ございませんか。

(異議なしの声)

ないようですので議案のとおりとします。

続いて、秋田県農業委員大会並びに視察研修日程について事務局から説明。

只今の協議事項について意見ございませんか。

(異議なしの声)

ないようですので日程のとおりとします。

これで農業委員会総会を閉じます。

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 28 年 10 月 5 日

藤里町農業委員会会長
議 長

藤里町農業委員
署名委員
(10 番)

藤里町農業委員
署名委員
(11 番)